

## LED 照明器具の電気用品安全法に基づく試験を開始しました

平成 24 年 7 月 1 日から電気用品安全法、電気用品安全法施行令、電気用品安全法施行規則、電気用品の技術上の基準を定める省令が改正され施行されました。本改正により LED ランプ等の製造または輸入をする場合、電気用品安全法に基づく届出と電気用品が、国の定める技術基準に適合していることが必要となります。また、LED ランプ等を販売する場合は技術基準の適合を示す PSE マークの表示が必要となります。

当財団ではこの技術基準の適合試験を開始いたしました。

該当する品目及び検査項目については、以下の通りです。

### <該当品目>

- 1) 「LED ランプ」(新設)
- 2) 「LED 電灯器具」(新設)

### <検査項目>

#### 省令第一項【別表第八】

#### 1. 共通の事項

(1) 材料、(2) 構造、(3) 部品及び付属品、(4) 消費電力等の許容差 (5) 雑音の強さ、(6) 電圧変動による運転性能、(7) 二重絶縁構造、(8) 始動性能、(9) 漏えい電流、一部省略、(12) 表示

#### 2. 個別事項 (例)

・構造 ・絶縁性能 ・平常温度上昇等 ・熱変形 ・耐熱衝撃性 ・機械的強度 等。

#### 3. LED 照明全般に共通に追加された基準

- ・光出力のちらつき (フリッカー) 対策
- ・供用期間中の発煙・発火
- ・過入力状態の試験 (消費電力 150% に上昇)
- ・外郭の耐火性 [グローワイヤ試験 (650℃) に合格する材料]
- ・異常温度上昇

### <お問合せ先>

- ・東京事業所 製品安全部  
TEL 03-3829-2509
- ・大阪事業所 生活用品部  
TEL 072-968-2226